

# 確認書

堺市（以下「甲」という。）と南海電気鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、「堺市と南海電気鉄道株式会社との包括連携協定書（以下「協定書」という。）」第1条第1項第2号に掲げる「沿線地域の活性化と魅力向上」の実現に向け、堺駅周辺の取組の検討に関して次のとおり確認書（以下「本確認書」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 なにわ筋線開業を契機に、堺駅周辺が関西国際空港・国土軸を結ぶ関西の広域的なアクセスの中心となり、国内外から人々が集うエリアとなることをめざす。このことに向け、甲乙が協力して堺駅周辺の活性化と魅力向上に取り組むこと（以下「本取組」という。）を確認する。

## （取組の方向性）

第2条 第1条に示す本取組の方向性は、次の各号とする。

- (1) 周辺の低未利用地を活用した都市機能の集積
- (2) 国内外からのゲートウェイとして多様な交流を生む拠点の形成
- (3) 豊かな都市生活を育む拠点の形成
- (4) 水と緑の憩いの空間形成

## （検討事項）

第3条 前条に関する検討事項は、次の各号とする。

- (1) 堺駅周辺の活性化と魅力向上に資する機能に関すること
- (2) 別図に示す開発検討区域における施設整備に関すること（図書館機能をはじめ、商業機能、宿泊機能、居住機能等の都市機能の導入等）
- (3) その他、第1条に示す目的の達成に向け、甲乙連携による検討が必要と認めるもの

## （費用負担）

第4条 本確認書に基づき、前条に定める本取組の推進に必要な費用負担については、協定書第3条の定めに従い、別途甲乙協議の上、定めるものとする。

## （有効期間）

第5条 本確認書の有効期間は、本確認書の締結日から令和9年3月末日までとする。

## （協議事項）

第6条 本確認書に関し疑義のある事項又は本確認書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本確認書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 1 月 9 日

甲 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市

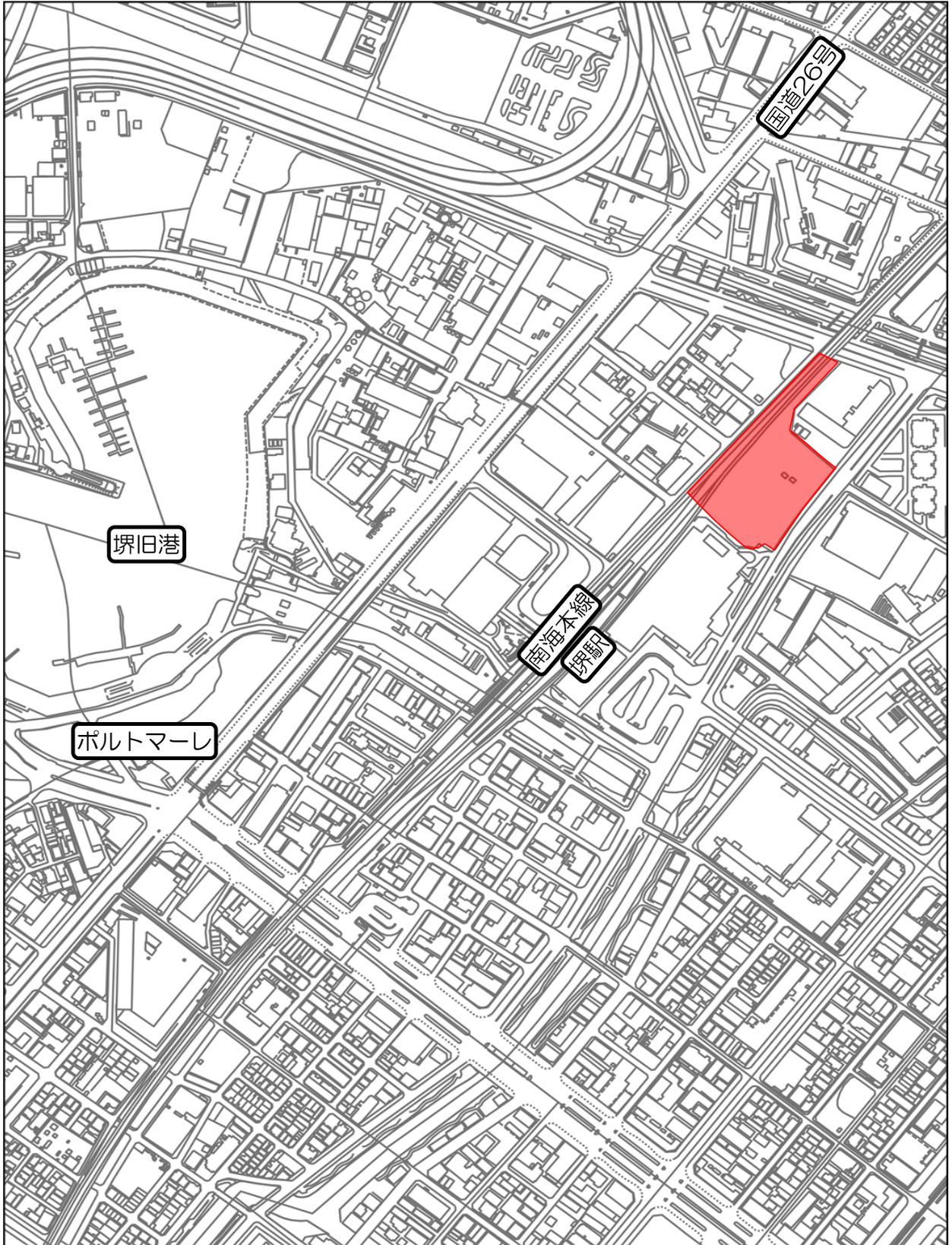
堺市長 永藤 英機

乙 大阪市中央区難波五丁目 1 番 60 号

南海電気鉄道株式会社

代表取締役社長 岡嶋 信行

# 開発検討区域図



 : 開発検討区域